

# ロービジョンフットサル日本代表チーム 選考規程

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会

## 第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、本協会）が、ロービジョンフットサル日本代表（以下、日本代表）に関するスタッフ、競技者を選考するために定めるものとする。

## 第2条 範囲

- 2.1 スタッフとは、ロービジョンフットサル日本代表チーム部に所属するスタッフ、および、特定の競技大会、遠征に派遣するためのスタッフを指す。
- 2.2 スタッフには、ロービジョンフットサル日本代表監督は含まず、代表監督の選考に関しては別途定めるものとする。
- 2.3 強化指定選手とは、日本代表を選考するために予め指定した選手を指す。
- 2.4 日本代表選手とは、特定の競技会、遠征等に派遣する時に招集した選手を指す。

## 第3条 登録

- 3.1 日本代表スタッフ、強化指定選手、日本代表選手は本協会に定められた登録を行う。
- 3.2 必要な場合、日本パラリンピック委員会（JPC）への手続きを行う。

## 第4条 国籍

- 4.1 日本代表選手は、日本国籍を有すものとする。
- 4.2 日本代表スタッフ、強化指定選手は前項の限りではない。

## 第5条 強化指定選手の選考条件

- 5.1 競技力、人間性、社会性等を勘案し、現在または将来的にロービジョンフットサル日本代表選手になり得る可能性を持つ選手であると、ロービジョンフットサル日本代表監督が判断し、認めるもの。
- 5.2 当協会、および、JPC等が強化指定選手として必要とする手続きを、遅滞なくできること。
- 5.3 当協会が別途定める各種規程等を遵守する、および、誓約書に署名するもの。

## 第6条 日本代表選手の選考条件

- 6.1 強化指定選手であること。

- 6.2 国際クラス分けにおいて、B 2またはB 3クラスに認められているもの、ないし、認められるもの。
- 6.3 ロービジョンフットサル日本代表監督が選出したもの。

#### 第7条 日本代表スタッフの選考条件

- 7.1 競技力、人間性、社会性等を勘案し、ロービジョンフットサル日本代表の競技力向上に有益な活動ができる指導者、スタッフであると、ロービジョンフットサル日本代表監督が判断し、認めるもの。
- 7.2 当協会、および、JPC等が日本代表スタッフとして必要とする手続きを、遅滞なくできること。
- 7.3 日本代表スタッフに当たり、当協会が別途定める各種規程等を遵守する、および、誓約書に署名するもの。

#### 第8条 選考の承認

- 8.1 強化指定選手および日本代表選手は、常任理事会が承認する。
- 8.2 日本代表スタッフは、ロービジョンフットサル代表チーム部長が承認する。

#### 第9条 協議事項

- 9.1 本規程の定めのない事項または疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第10条 不服申し立て

- 10.1 日本代表選手の選考決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決するものとする。

#### 第11条 本規程の改訂

- 11.1 本規程の改訂、廃止は常任理事会の承認によるものとする。

附則

(1) 更新